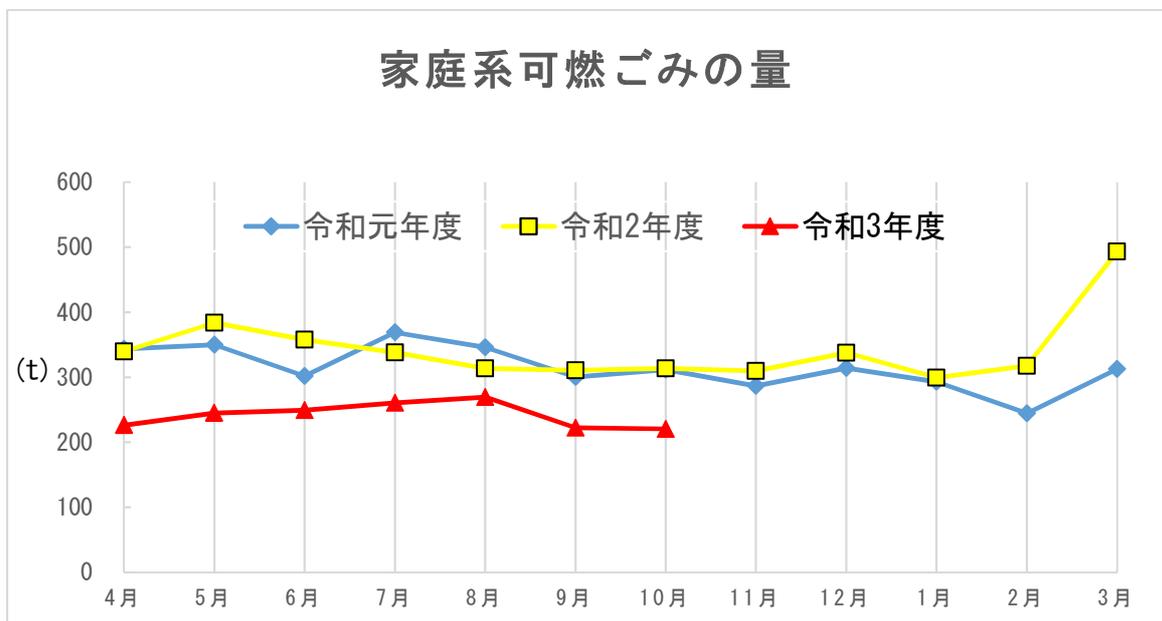
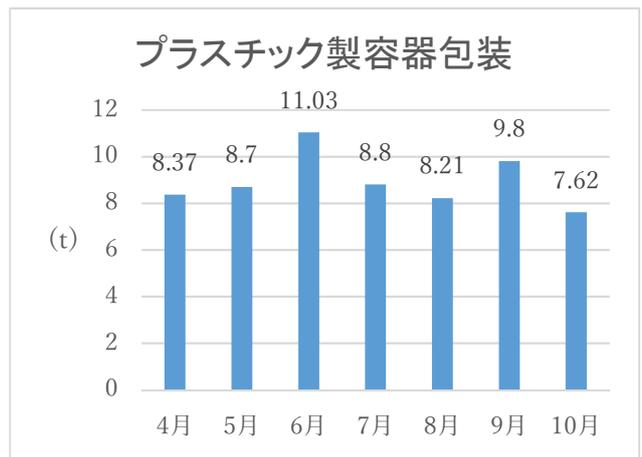
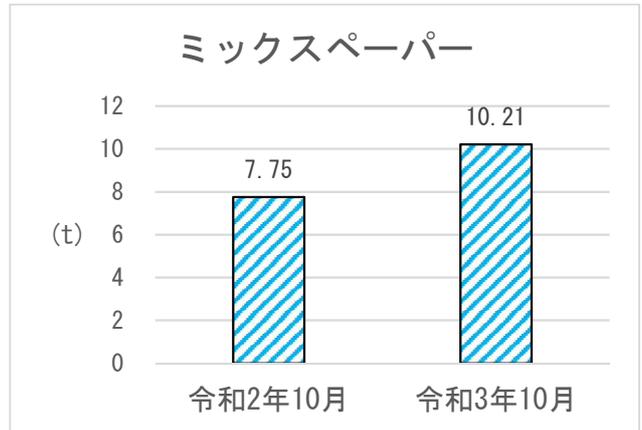
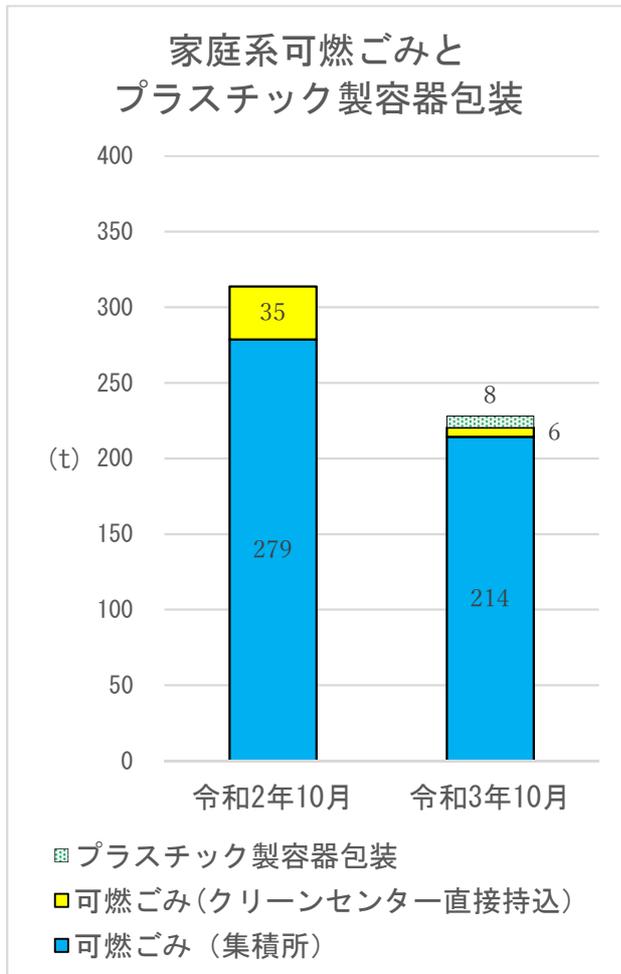


10月のごみの量、小型家電の分別、みなさんができるリサイクル、黄色の指定ごみ袋
 払戻の終了について、お知らせします。

10月のごみの量（前年同月比較）



小型家電（分別収集）

1 小型家電の区分ができた理由

令和3年3月までは、小型家電は不燃ごみとして出され、クリーンセンターで仕分けしていましたが、しかし、不燃ごみから小型家電を取り出すための人手がかかること、完全には仕分けしきれないことから、資源として売却しても安く、ときには売れずに処分費を支払うことがありました。

現在では、分別収集のときに、小型家電をきちんと仕分けることにより、高く売れるようになっています。

また、小型家電に含まれる貴金属やレアメタルが確実に回収されるので、資源の有効活用につながります。

①と②のどちらにも
あてはまるもの

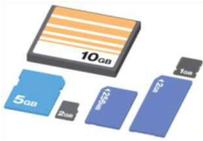
2 分別収集に出せる小型家電の見分け方

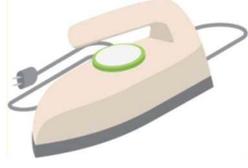
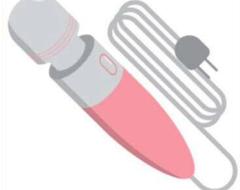
① 電池や電気で動くもの

② 分別収集のコンテナに、はみ出さず、すっぽりと収まる大きさのもの

※コンテナのサイズ（縦 30cm×横 40cm×高さ 35 cm）

3 小型家電の種類（例）

			
電話	FAX	カーナビ	デジタルカメラ
			
ビデオカメラ	携帯電話、スマホ	ノートパソコン	タブレット
			
デジタルオーディオプレイヤー	DVD、ブルーレイレコーダー ※大きさ注意	プリンター ※大きさ注意	ミシン ※大きさ注意
			
SDカード	USBメモリ	ラジオ	ハードディスク

			
電動ドリル	電卓	体重計	家庭用吸入器
			
ヘアドライヤー	電子炊飯器 ※大きさ注意	電気アイロン	電気マッサージ器 ※大きさ注意
			
電気、電子時計	電気ひげそり	ゲーム機	
		<p>付属品も対象です。 例：リモコン、ACアダプタ、ケーブル、プラグ、ジャック、充電器</p>	
照明器具 ※蛍光灯、電球は除く	電池を使ったおもちゃ		

※イラストと説明は環境省のホームページより引用しています。

【※大きさ注意】

- 分別収集に出せるものは、コンテナに収まる（はみ出さない）大きさのもの。
- コンテナからはみ出るものは、直接クリーンセンターに持って行ってください。（篠島、日間賀島の場合は、粗大ごみに出してください）

【個人情報に注意】

- 分別収集に出すときは、あらかじめ、データを削除しましょう。デジタル写真、携帯電話・スマホ、ノートパソコン、ハードディスク、SDカード、USBメモリなど。

【電池を抜きましょう】

- 火災予防のために、電池は抜きましょう。
特に、リチウム電池は衝撃に弱く、運搬時の火災原因になります。
電池の発火による収集車両の火災が、全国的に起きています。

みなさんができるリサイクル

小型家電を分別収集に出さずに、リサイクルする方法をご紹介します。

- ① 友人、知人に譲る ② ネットオークション
- ③ 買取または回収業者
 - リサイクルショップなどに売却する。
 - リサイクルショップまで持っていけなくても、宅配での買取または回収ができることもあります。

例を示しますが、下記ホームページなどで最新情報をしっかりと確認してください。

(R3. 11. 20 時点のホームページを基に作成しています)

業者名	ブックオフ	リネットジャパン
WEB	https://www.bookoff.co.jp/sell/	https://www.renet.jp/area/
取扱	買取（売買）：中古品	回収（買取なし）：廃棄物
許可	古物商許可あり	小型家電リサイクル法に基づく認定事業者のため、回収可能
品目	書籍、ゲーム機、楽器など多種類	パソコンのほか小型家電
申込	・宅配買取はインターネットのみ	インターネットのみ
費用	宅配の送料無料	パソコン本体を送るとき、回収 1 回につき 1 箱の送料が無料（ダンボールが縦・横・高さの合計 140cm 以内で 20 kg 以内）。パソコン本体がないときは有料。
提携	「南知多町における空き家のお宝発掘社会実験に関する協定」の締結事業者	「都市鉱山から作る！みんなのメダルプロジェクト」東京 2020 五輪の事務局・幹事会社として南知多町と連携

※買取・無料回収の広告チラシやホームページがたくさんありますが、法律を遵守した業者ばかりではありません。売買でトラブルになったり、無料回収後に不法投棄されることもあります。できる限り情報入手し、安全で確実な取引、回収をするようにしてください。

終了しました（黄色の指定ごみ袋払戻）

黄色の指定ごみ袋の払戻は、令和 3 年 11 月 30 日で終了しました。

ご協力ありがとうございました。

なお、使い残した黄色の指定ごみ袋で、集積所にごみを出すことはできません。クリーンセンターへ可燃ごみを搬入するときなどにご利用ください。

発行者 南知多町役場 環境課 〒470-3495 南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 18
Tel 65-0711 Fax 65-0694 E-mail: kankyo@town.minamichita.lg.jp